

建設工事における
発注機関に対する指導・要請事例集

厚生労働省労働基準局
建設安全対策室

建設業における労働災害の発生状況は、関係者の努力により、死傷災害については、昭和53年以降、これまで一貫して減少してきている。また、死亡災害についても、昭和36年をピークとして長期的に減少傾向で推移してきている。

労働災害の防止のためには、事業者による法令遵守はもちろん、労使双方の災害防止のための努力や自主的な安全衛生活動の推進が重要であるが、建設業では、その産業の特徴として発注機関の存在があげられ、発注機関と事業者との関わりが、労働災害防止に影響を及ぼすことがあると思われる。第11次労働災害防止計画においては、建設業を労働災害多発業種として、「元方事業者による統括管理の充実」や「専門工事業者の安全衛生管理能力等の向上等」を示しているが、併せて、発注者による安全衛生への配慮の促進についても明記されているところであり、労働災害防止のために発注機関としての関わり方も重要な要素になっている。

本事例集では、全国の労働基準監督署が実施した災害調査により、当該事業者の処分や指導にとどまらず、再発防止の観点から、発注機関に対しても要請や依頼を行った事例を収集して紹介している。また、後半では、建設工事の発注者による安全衛生への配慮の促進として、事業者の自主的安全衛生活動を評価している事例を紹介している。

全国で発生している労働災害には様々な原因や背景があり、発注機関が労働災害発生の直接原因として関係することは少ないが、ここで紹介している事例は、災害原因の責任を追及するという観点よりも、同種災害の防止のために、労働基準行政から発注機関に対して依頼・要請した事例を収集したものである。

建設業における労働災害のさらなる減少のためにこの事例集を活用されたい。

平成20年12月
厚生労働省労働基準局
建設安全対策室

1 地山の崩壊災害を契機に地質調査等の実施を発注者に要請した事例

(1) 事業の種類

その他の土木工事業 (3-1-99)

(2) 発注者

○○県 A 町

(3) 災害発生状況の概要

本件工事は耐震性の地下式防火用貯水槽を設置するものであった。

コンクリート舗装された地面を掘削し、貯水槽を設置する工事において、ドラグ・ショベルにより縦 6m、横 11m、深さ 4.8m に掘削する予定であったが、深さ 4m の付近から岩盤が出てきたため、これを除去するとともに、併せて、コンクリート舗装部の下に空洞ができたため、これを支える目的でパイプサポートを角材で固定し、掘削面との間に木製の合板を入れて、土止めとして設置することとした。

数日後、空洞上部のコンクリート舗装部を壊し、北側掘削面の法面をなだらかにすることに計画変更し、ドラグ・ショベルでコンクリート部分を砕いていたが、その破片が空洞部分に落ちたため、これを除去しようと掘削溝内部へ入り作業をしていたところ、北側掘削面が崩れ、地上のコンクリート舗装部が崩壊し、コンクリート舗装部直下の空洞の中いた作業員 1 名が、これに巻き込まれて死亡した。

なお、施工者である元請から発注者に対して提出された施工計画書によると、長さ 200 mm の H 鋼と厚さ 30 mm の鋼矢板を使用して、掘削面に対して 152 m² にわたり山留工を行うこととなっていたが、元請の現場代理人から下請の作業員に対しては、単管と合板にするようにとの指示があり、これによって施工されていた。

(4) 災害発生原因等

ア) 作業箇所の地質及び地層の状態等について、事前に調査が行われておらず、地山の崩壊の危険性があったにもかかわらず、有効な土止め支保工が設けてられていなかったこと。

イ) 施工計画書 (H 鋼及び矢板を使用しての土止め措置) どおりの工事施工がなされていなかったこと。また、元請から下請に対して、施工計画書とは異なる不適切な指示がなされていたこと。

ウ) 地山の掘削作業主任者や土止め支保工作業主任者が選任されておらず、適切な作業指揮がなされていなかったこと。

(5) 発注者への指導等

本件の事業者については、元請・下請ともに労働安全衛生規則第 355 条等の各種法令違反が認められたため書類送検したが、併せて、同種災害の防止のためには、発注者において、施工計画書どおりに工事が施工されているか適宜確認するとともに、工

法の変更等を認める場合には、事前協議を行う等の措置が必要であると認められたことから、発注者である○○県 A 町長に対し、再発防止の観点で、作業箇所にかかる地質及び地層の状況等についての事前調査を発注の要件とするとともに、必要に応じて、発注者でこれらの調査を自ら実施し、その情報を施工業者に対して提供するよう、次のとおり要請を行った。

- ア) 地山の掘削作業を伴う工事について危険を及ぼすおそれのあるときは、事前に現場の地質調査を施工業者に義務付け、又は、発注者として地質調査を実施するとともに調査結果を工事関係者に適宜情報提供を行うこと。
- イ) 発注者として工事に係る安全対策について設計図書のとおり施工が行われているか確認を行うこと。なお、安全対策にかかる仕様等について変更がある場合には、事前協議を行わせるとともに、変更の影響を分析・検討し、安全に工事の施工が行われるよう指導を行うこと。



2 鉄砲水に流された災害を契機に河川周辺の状況調査等を要請した事例

(1) 事業の種類

その他の建設業（3・3・9）

(2) 発注者

◇◇府C市

(3) 災害発生状況の概要

本件工事は河川の河床部と道路路肩部分の除草作業を、延長合計約1430mに渡って行うものであった。

災害発生当日は朝から道路路肩部分の除草作業を行っていたが、午前中の天候が、晴れ時々曇りで雨は降っていなかったため、午後から河床部の除草作業を行うこととした。当該河川はC市管理の「D川」であり、作業箇所における河幅は約4m、護岸は低い部分が約1.6m、高い部分が約3.3mであった。

作業開始時の水位は20cm程度であったが、午後2時頃から雨が降り出し、数分後には突然強い雨に変わったため、作業を中止することとし、一時的に作業員2名は護岸部分に避難したが、雨が少し小降りになった時点で、ショベルや熊手等の道具を取りに再度河床部に入り、護岸伝いに川から上がりようとした時に、突然上流から水位約1.2mの鉄砲水が押し寄せ、2名ともに下流に流された。

うち1名は約300m下流に設置してあった梯子につかまり自力で護岸に上がり助かったが、もう1名はそのまま流され、午後3時15分頃、現場から約1.5km下流の中州で発見され、病院に搬送されたが死亡が確認された。

※ 本件「D川」は、労働安全衛生規則第575条の9にいう「土石流危険河川」には該当しないものであった。

(4) 災害発生原因等

災害発生場所のすぐ上流がD川の基点であり、D川の基点には、①E新地の排水、②E地区から流れる雨水路、③C団地約1900戸から流れる雨水路、の三方からの流入があることが判明したが、事業者のみならず、発注者においても、作業箇所の川の水位が急に上がるものとは認識しておらず、作業箇所周辺の河川の状況等を調査していないかったため、必要な安全対策等を講じることなく作業を行い、水位の急増に対しても瞬時に必要な対応をすることができなかつたこと。

(5) 発注者への指導等

本件については、事業者の法令違反は認められなかつたが、河川内作業であったにもかかわらず、発注者、事業者ともに当該河川に関する情報を十分把握していなかつたことが、本件災害の原因のひとつであると判断されたことから、事業者に対しては避難用

の昇降設備の設置や、河川情報の把握を指導するとともに、河川上流及びその周辺の状況を調査し、その情報を施工者に提供するよう、発注者である◇◇府 C 市長に対して次のとおり指導を行った。

ア) 再発防止対策について

河川における建設工事を発注する際には、「土石流が発生するおそれのある河川」に係る法規則に準じ、

- ①同種工事の発注に際しては、あらかじめ作業場所から上流の河川及びその周辺の状況を調査し、記録しておくこと。
- ②労働者に危険を及ぼすと認められる調査結果があれば、その情報を請負業者に書面等により必ず伝達すること。

イ) 発生原因の究明と予防策について

本件除草作業は、過去約 20 年にわたり毎年実施されていることから、本件災害の発生原因を究明するとともに、その予防策を講じた上で、工事の発注を行うこと。



3 鉄塔からの墜落災害を契機に鉄塔設備の改善を要請した事例

(1) 事業の種類

電気通信工事業 (3・3・1)

(2) 発注者

H 株式会社

(3) 災害発生状況の概要

本件工事は携帯電話の無線基地区鉄塔上にあるカラスの巣を撤去し、併せてカラス除け設備を設置するものであった。

鉄塔の高さは約 40m であったが、側面には幅 50 cm の垂直梯子が設置されており、これを昇降して作業箇所まで移動するものであった。昇降に当たっては、梯子中央に設置されているスカイロックレールに自らのスカイロック（ロリップ）を掛けて昇降することとされていた。作業は 3 名で行われ、うち 1 名は写真撮影等のため先に鉄塔に昇り、除去作業は後から昇った 2 名によって行われた。なお、この鉄塔には、3 箇所のカラスの巣が確認されており、これを除去する必要があった。

高さ約 9.3m 付近の鉄塔第 1 節目において、最初のカラス死骸や巣が確認されたので、2 名の労働者はこれらを除去することとした。この際、自らの作業位置を固定するため、梯子の建地部分に自らの胴綱を回して固定した。

しばらくしてから、作業をしていた労働者 1 名が鉄塔梯子部分から地面へと墜落した。なお、鉄塔に設置された梯子の建地は、建設時にフランジ接合の障害とならないようにするため、あえて短く設計されており、各所に約 1.7 cm 程度の隙間が認められており、被災者が使用していた胴綱（直径約 1.85 cm）は、この梯子建地の継ぎ目部分の隙間から外れたものと推測される。墜落した被災者は骨盤骨折等により死亡した。

なお、墜落直後の鉄塔には、被災者のスカイロックのグリップ部分がレールに取り付けられたままになっており、損傷等はなかったことから、被災者はフック部分をベルトの D 環から取り外していたものと思われる。

(4) 災害発生原因等

胴綱を含む安全帯を取り付ける箇所の状況を確認しておらず、かつ、高所作業中にスカイロックを外していたこと。

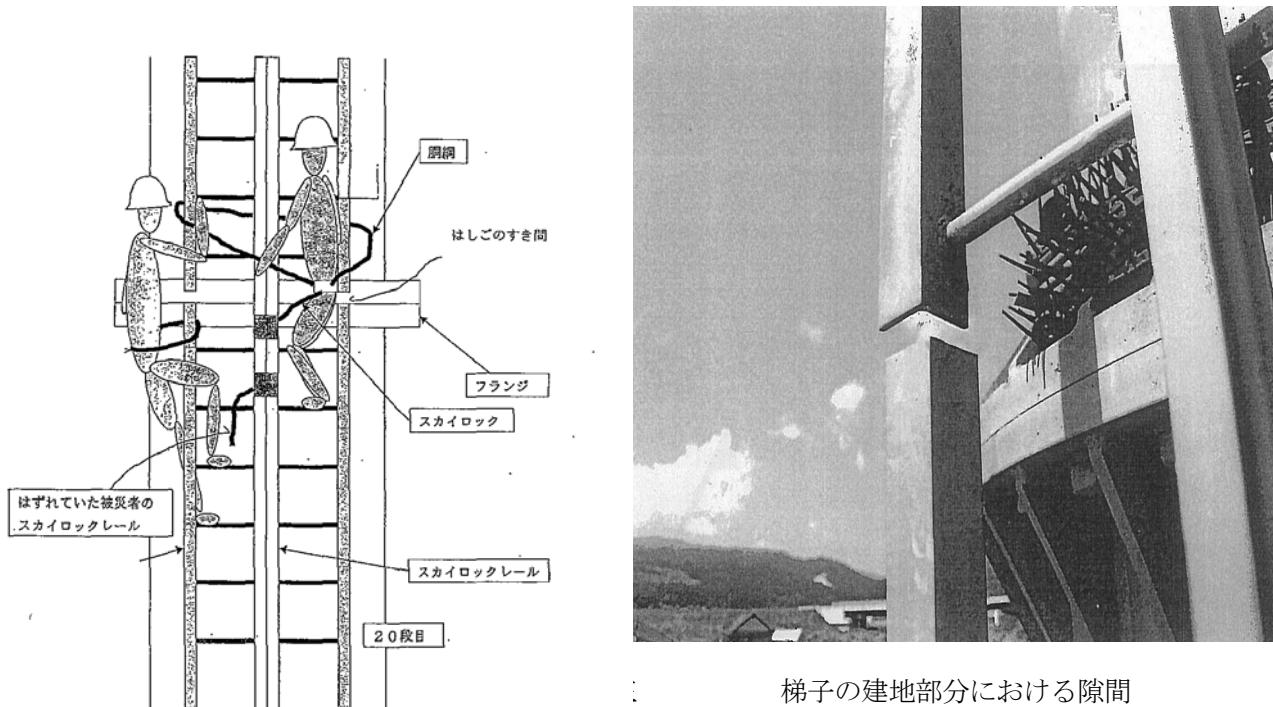
(5) 発注者への指導等

本件については、事業者の法令違反は認められなかったが、高所作業時における安全帯の 2 本掛けや、スカイロック使用上の注意点等について再発防止の指導を行った。また、墜落の原因として、鉄塔に設置される梯子の建地部分に、約 1.7 cm の隙間の存在が認められたため、発注者であり鉄塔の管理者である H 株式会社の代表者に対して、建地を連結する等の胴綱の外れ止め防止措置を講じるよう、次のとおり要請を行った。

H無線基地局鉄柱上において、労働者がカラスの巣の撤去等作業中に地上から高さ約10mのはしご道から墜落して死亡する事故が発生したが、当該鉄柱に設置されているはしご道の継ぎ目部分に1.7cmの隙間があり、被災者が使用していた胴綱がその隙間から外れたことにより被災したものと推定される。

カラスは鉄柱のフランジ部分とはしご道との境に営巣する可能性が高く、今後も同様の作業が行われるものと考えられるが、鉄柱に備え付けられたスカイロックレールにスカイロックを掛けることによる作業では作業範囲が限定され、はしご道に胴綱のみを回し掛けしての作業が行われることも予想される。

このため、再発防止の観点からははしご道における継ぎ目の隙間については、はしご道の建地を連結させるなどの労働者の胴綱が外れることのないような措置（以下「胴綱の外れ止め防止措置」という。）を講ずるとともに、併せて、同種の鉄柱に設置されたはしご道についても同様の隙間がある場合には、胴綱の外れ止め防止措置を講じていただくよう要請する。



4 工場内での感電災害等を契機に発注上の問題点を警告した事例

(1) 事業の種類

電気通信工事業 (3・3・1)

(2) 発注者

M 車体株式会社

(3) 災害発生状況の概要

本件工事は自動車製造工場内の塗装ブースにおいて、当該ブースの排気ファンの動作を安定させるため、工場内の2階操作盤から3階のファンモーター制御盤までの信号線を交換する、工場内設備の電気配線工事であった。

本件の契約工期は1週間程度とされていたが、実際の作業は1日で完了するものであった。また、災害が発生したファンモーター制御盤は、電圧 AC440V、定格電流400Aのものであり、扉を開けるためには電源を切らなければロックが外れない構造となっていたが、いったん扉を開けた後に、再び電源を投入することは可能であった。また、制御盤設置当初は内部の端子部すべてにカバーを設置し感電防護措置がなされていたが、災害発生当日は充電部が露出した状態であった。

災害発生当日、発注者たるM車体株式会社から別途発注されていたブースの清掃業者から、清掃作業の都合上排気ファンの電源を切らないで欲しい旨の要望があったため、これを受けて、すべての配線作業が完了し、最後の結線作業を行うまでの間は、電源を切らずに作業を行う作業計画とした(当日朝に作成された作業指示書では電源切断後に作業を開始する旨の記載がなされていた)。

午後3時過ぎ、すべての配線作業が完了し、ファンモーター制御盤内部の結線作業を行うことにより、端子カバーの復旧作業を行うこととしたが、この時点においても活線状態のままとなっていたため、制御盤において結線作業を行っていた労働者1名が、制御盤内の充電部分に触れて感電死した(電流は充電部分への接触箇所から流入し鋼製の床面へと流出したものと推測される)。

※ 別業者によって同時期に行われていた清掃作業は、堆積した塗料のカスを排出するために半年に一度の頻度で実施されるものであった。塗料のカスには有機溶剤が残留しているため、必要に応じ排気ファンを運転させる必要があった。

(4) 災害発生原因等

- ア) ファンモーター制御盤が通電状態であるにもかかわらず、活線近接作業を行わせたこと。また、充電部に接触防止のカバー等が設けられていなかったこと。
- イ) 活線近接作業時に適切な保護具を使用させなかつたこと。
- ウ) 従事労働者に対して、労働安全衛規則第36条に基づく「低圧電気取り扱い業務に係る特別教育」を実施していなかつたこと。

(5) 発注者への指導等

本件では、事業者について、労働安全衛生規則第347条（絶縁用保護具の装置）、同規則第36条（特別教育）の違反が認められたため書類送検した。

一方、災害発生当日に自動車工場内で行われていた「配線入替作業」と「清掃作業」はどちらも、M車体株式会社の業務として、同社同工場の塗装部技術室から発注がなされていたものであり、排気ファンの「運転が必要な仕事」と、「運転を停止させる仕事」が同日に注文されていたことや、作業内容検討時に事業者から発注者に対して制御盤の電源を落とす依頼がなされていなかったことも、本件死亡災害の間接原因として挙げられた。併せて、ファンモーター制御盤は、本来電源を切らなければ扉が開閉しないものであるが、調査の結果、電源が入っていても扉の開閉が可能な構造に改造されているものも数台認められた。

さらに、本件死亡災害発生の1週間後にも、発注者との情報連絡の不備が間接原因となって、設備工事業者の労働者が墜落して負傷する災害が発生しており、発注上の問題点が認められると判断したことから、M車体株式会社の取締役工場長に対して、次のとおり警告書を交付した。

ア) 感電災害について

塗装ブース排気装置の運転が必要な仕事（活線作業）と運転の停止が必要な仕事（停電作業）が同日に注文される等、互いに実現不可能な仕事が発注されていたと思われること。

イ) 墜落災害について

空調設備の室外機は、相当程度重量があるにもかかわらず、これの設置場所や運搬経路等に関して注文後に検討がなされる等、関係請負人が見積り段階で仮設物等に係る積算が行えるための情報を十分に提供し、または打合せを行ったとは認めがたいこと。

5 特殊工法によって施工する場合の留意点を指導した事例

(1) 事業の種類

道路建設工事業（3・1・6）

(2) 発注者

独立行政法人 P 機構 Q 地方建設部

(3) 災害発生状況の概要

本件工事は林道新設工事に伴う路盤造成工事であった。

地山を掘削し、コンクリートパネルと鋼製支柱からなる擁壁を立ち上げ、擁壁と地山との間にエアモルタル（セメント、土、気泡剤等を混ぜ合わせた気泡混合軽量土）を打設して、道路の下の土台となる盛土をつくることとされていた。本件工法は FCB 工法と呼ばれ、高速自動車道路等の拡幅盛土等で使用される比較的新しい工法であった。当初、通常の盛土による施工が計画されていたが、盛土下の地山が脆く土圧に耐える強度が無かったため、通常の土砂よりも軽いエアモルタルを使用した FCB (Foamed Cement Banking) 工法への変更がなされたものであった。

当該エアモルタルは現場に設置されたプラントで製造され、圧送ホースにより作業箇所まで送り、打設する方法がとられていた。また、打設作業は擁壁材や支柱材をつなぐアンカーセパや擁壁材自体に作業員が足をかけて行われていた。

災害発生当時、当日のエアモルタル打設作業が終了し、付近で圧送ホースの撤去作業等を行っていたところ、突然、擁壁材やその支柱が倒壊し、地山面と擁壁材との間に打設したばかりのエアモルタルが谷側に流出して、労働者 2 名が倒壊した部材や流出したエアモルタルとともに滑落した。

2名は約 50m 下の谷底において発見されたがいずれも死亡した。

(4) 災害発生原因等

- ア) 型わくとなる擁壁を支えていた支柱が根本付近から折れ曲がり擁壁が倒壊したこと。特に支柱のアングル材が折れ曲がっていたが、その要因としては、鉄筋等に作業員の体重や打設用のホースが掛けられたことで、想定外の外力が支柱にかかることや、悪天候が続いていたことによるエアモルタルの固化不足等があげられる。
- イ) 擁壁組立時やエアモルタル打設時の作業方法が明確化されておらず、現場作業員の目視や判断によって行われていたこと。
- ウ) 事前の擁壁の強度計算において、施工方法によって生じる外力（作業員の体重等）や支柱支持部に生じる応力集中についての検討がされていなかったこと。

(5) 発注者への指導等

本件については、工事途中において事業者から FCB 工法採用の申し出があり、発注者ではこれを認めて工法変更がなされた経緯がある。この際、事業者において、「気

泡混合軽量土を用いた軽量盛土工法の設計・施工指針」※に基づいた強度検討だけでなく、実際の施工方法により生ずる外力の影響等を考慮した作業計画（従事労働者の作業方法等を踏まえたもの）を樹立する必要があった。また、発注者においては、地質等の事前調査不足のため、当初発注の通常盛土による施工からの変更が余儀なくされ、結果的には、一部の専門工事業者しか前記指針を理解していない状況での施工となつたものであり、特殊工法から生ずる危険性を考慮し、工法変更に当たっては、安全管理や品質管理のための条件を付した上で実行することが求められるものと判断された。

このため、事業者に対してこれらの指導を行うとともに、発注者に対しても、これらを踏まえた適正な施工条件、特にエアモルタル打設時の型わく強度や圧縮強度等の基準や数値を施工者に具体的に明示し、必要な指導を行うよう、独立行政法人P機構Q地方建設部長に対して次のとおり要請した。

※ 平成8年に日本道路公団が作成した「気泡混合軽量土を用いた軽量盛土工法の設計・施工指針」は、気泡混合軽量土の圧縮強度や強度発生の時間、盛土として使用する際の強度や擁壁に及ぼす側圧の考え方等が示されており、FCB工法を採用する者にとって重要な指針となっているが、施工に際しての作業員の自重等の外力が支柱に及ぼす影響等は検討要素には入っていない。

気泡混合軽量土の打設作業に関し、下記の施工条件を明示するとともに、必要な指導を実施すること。

ア) 次の具体的な基準、数値等の設定

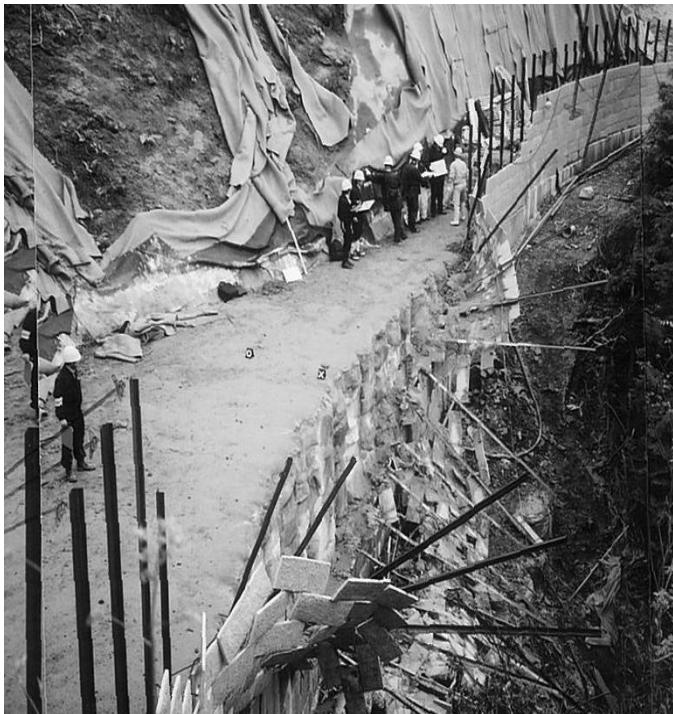
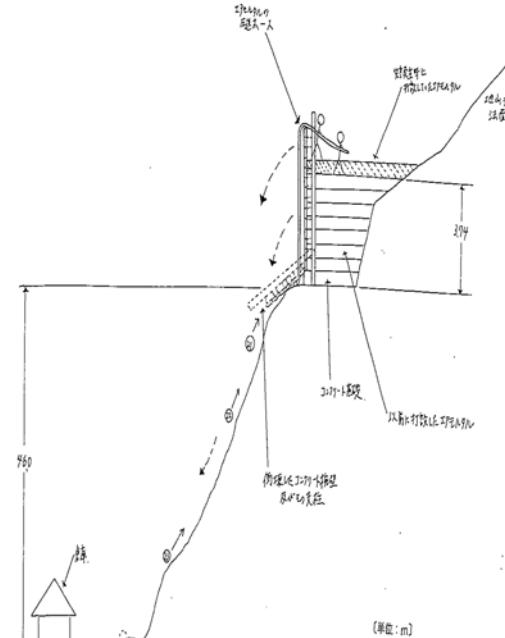
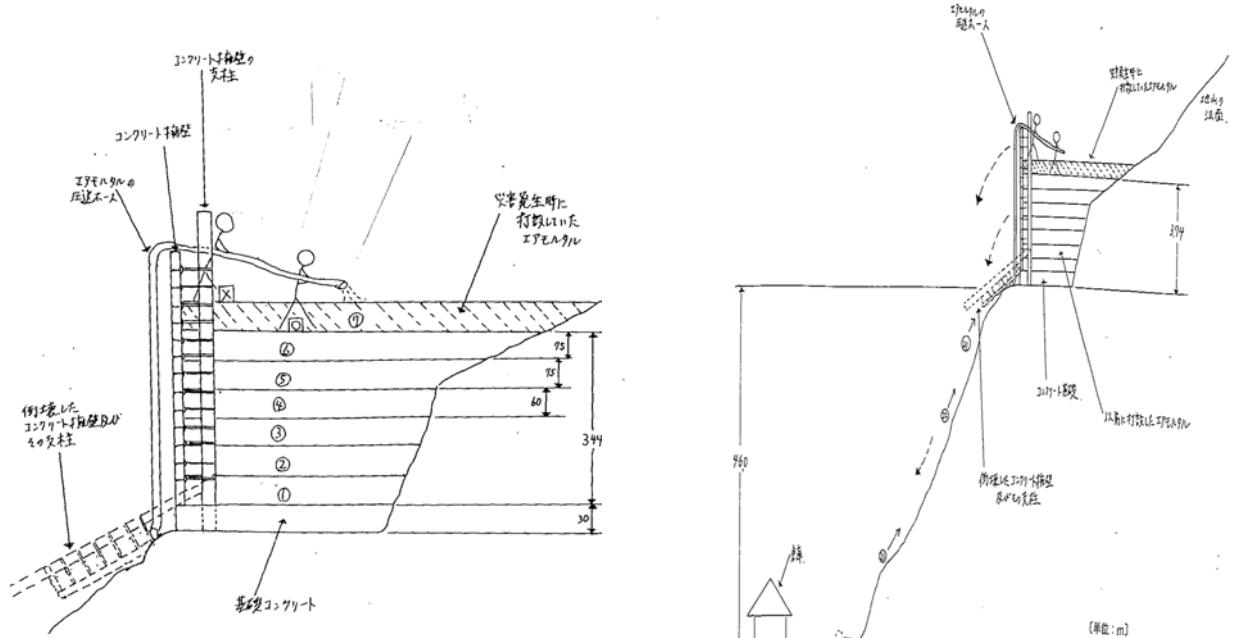
- ①コンポジット擁壁に係る型枠支柱鋼材の形状及び強度
- ②1層の打設厚さ（各層毎の上限値）
- ③次層打設前における既打設層の初期強度（下限値）
- ④湿潤密度（生比重）
- ⑤空気量
- ⑥フロー値
- ⑦圧縮強度

イ) 気泡混合軽量土の品質管理のため行われる上記(3)から(7)の試験等の実施時期及び回数の設定

ウ) 打設作業を中止すべき基準の設定（気候条件や上記1(3)から(7)の試験結果等）

エ) 作業員や設備等の自重が支柱の強度や擁壁・支柱付近の気泡混合軽量土の固化に及ぼす影響

オ) 支柱に想定外の荷重をかけないための施工方法（1層毎の打設厚さ、作業員の配置方法など）



6 コンクリート擁壁からの墜落災害を契機に安全対策の徹底を要請した事例

(1) 事業の種類

砂防工事業(3-1-8)

(2) 発注者

△△県S農林事務所

(3) 災害発生状況の概要

本件工事は河川の土石流・流木の氾濫防止のため、高さ約9m、長さ約20m、幅約3mのコンクリート擁壁を築造するものであった。

災害発生当日、翌日に施工予定の高さ約8mの型わくへのコンクリート打設のため、作業場外から生コンの打設の作業場所へと続く架設通路が必要となり、架設通路を組立てるための足場の設置作業を擁壁最上部で始めた。足場は擁壁型わくの最上部に足場板を掛け渡して作るものであり、この上で生コン打設を行う予定であった。

作業途中で、上流側の足場の手すりを設置しようとしたが、この箇所の手すり材となる長さ4mほどの鋼管が近くになかったため、労働者らが擁壁型わく上からあたりを見渡すと、その手すり材としてふさわしい長さの角鋼管(縦横6cm、長さ4mの角鋼管)が、擁壁下流側に認められた。

そこで、労働者のうち1名がこれを取りに行き、残る2名が擁壁上からロープをつるして、これに結びつけて引き上げることとした。当該労働者は、足場組立て作業地点から手すり材のある地点まで行く際、セパレーターで固定されていた角鋼管を伝わって壁をはうように降りていたが、その途中、固定されていた角鋼管の上に「仮置きされていた角鋼管」があり、被災者はこれをつかんで、下のステップに降りようとしたところ、バランスをくずし、つかんだ角鋼管とともに約6.2m下の地上に墜落し、死亡した。目撃者によると、被災者は墜落時に一度高さ2.5mの岩山に当たってから、地上に墜落した。

(4) 災害発生原因等

- ア) 高さが1.5mを超えていてもかかわらず、作業箇所へと安全に昇降する設備を設けず、擁壁型わくを伝わって昇降させたこと。また、安全な昇降設備の代替として、安全帯を使用できる設備を設置せず、かつ、安全帯を使用させなかつたこと。
- イ) 被災した労働者のみならず、関係労働者が着用していた保護帽は、飛来・落下物用のものであり、墜落時保護用(衝撃吸収ライナー入り)のものを着用させていなかつたこと。
- ウ) 事前に足場組立部材の必要量の検討が行われず、足場組立作業中に部材不足を生じさせたこと。
- エ) 足場組立作業に関する安全な作業手順を作成し、当該作業手順に基づき作業を遂行していなかつたこと。

(5) 発注者への指導等

本件災害の直接原因として、労働安全衛生規則第 526 条(昇降設備の設置)が認められたため、事業者については書類送検した。なお、本件事業者には、直接原因以外においても、足場の組立時の作業計画の策定、作業床の確保、墜落危険箇所への墜落防止措置、労働基準監督署長への計画届の提出等、数多くの法令違反が認められた。

このような多数の法令違反を放置してきた結果として、死亡災害という結果を招いた重大性を鑑み、当該事業者と契約を交わしていた発注者においても、事業者に対する一定の指導等が求められると判断し、今後工事を継続するに当たり、同種災害の再発防止の観点から、発注者の立場で適切に指導・監督を実施し、施工業者をはじめとする関係請負人が法令違反をしないよう指導するとともに、施工業者が的確な労働災害防止対策を講じているかの確認と指導の徹底、また工事を受注する工事業者の事業主及び現場統括責任者を対象とした労働安全衛生教育の実施の徹底等に関する要請文を、△△県S農林事務所長に対して次のとおり交付した。

ア) 公共工事の発注者である貴所におかれでは、工事施工における労働災害を防止する観点から、工事施工業者が作成する工事施工計画、工事施工方法を事前に確認される際に、的確な労働災害防止対策が講じられているかの確認を一層徹底され、当該対策に問題が認められる場合には、その改善方の指導の徹底を図られたい。また、工事発注者として、工事施工監理のため工事施工状況等を現場において確認される際に、当該現場での作業方法、作業環境等に応じた的確な労働災害防止措置が講じられているかを確認され、問題が認められた場合には、工事施工業者に対して、時宜を逸せず、その改善方の指導の徹底を図られたい。さらに、貴所が発注する工事を受注する工事業者の事業主及び現場統括責任者を対象とした労働安全衛生教育の実施の徹底により、事業主等の労働安全衛生管理意識の向上に努められたい。

イ) 工事施工業者に対する労働災害防止に関する指導においては、過去の災害の傾向から、①高所作業における墜落・転倒災害、②車両系建設機械との接触災害、車両系建設機械の転倒による災害、車両系建設機械の用途外使用による災害、③移動式クレーンの転倒災害、移動式クレーンとの接触災害、移動式クレーンの吊り荷等の飛来落下災害、④地山、土砂等の崩壊による災害について、特にご留意いただきたい。

さらに、貴所発注の工事を受注する施工業者に対しては、別紙について、同種災害の再発防止の観点から、これの周知及び指導の徹底を図られるよう、お願いする。

別紙

I 要請事項

1. 建設工事において必要な昇降設備について

① 高さ又は深さが 1. 5m以上を超える箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための昇降設備を設けること。

なお、安全な昇降設備を設けることが作業の性質上著しく困難である場合は、安

全ブロック等安全帯を取り付ける設備を設け、安全帯の使用の徹底を図ること。

- ② 足場組立・解体作業、型わく組立・解体作業、コンクリート打設時における安全な作業床及び昇降設備・通路について、事前に設置計画の検討を行うこと。

2. 建設工事において使用する足場等について

- ① 足場の組立てを行うときは、事前に工事を行う現場の状況を確認し、安全な足場の構造、安全な組立・解体方法となるように足場設置計画をたてること。
- ② 足場を設置するに当たっては、組立て前に必要な足場部材の数量を確保すること。
- ③ 足場組立・解体作業に関する安全な作業手順を作成し、この作業手順により作業を遂行すること。
- ④ 高さ 2m以上の足場及び架設通路の床の端部及び開口部には丈夫な構造の手すりを設けること。
- ⑤ 上記手すりを設けることができない場合で、墜落のおそれがある作業をさせる場合は安全帯を取り付ける設備を設け、労働者に安全帯の使用の徹底を図ること。
- ⑥ 高さ 2m以上の高所作業に従事する労働者には墜落防止用の保護帽を着用させること。
- ⑦ 足場の作業床の幅は 40 cm以上（足場板 2 枚敷き以上）を確保すること。
- ⑧ 足場として使用する部材は、十分な強度の確認を行って使用すること。
- ⑨ 足場として使用する部材は、使用前に十分な点検を行い不良品は撤去すること。
- ⑩ 足場の組立等作業主任者に必要な職務を確実に遂行させること。なお、足場の組立等作業主任者の職務は次のとおりであること。
 - ・ 作業の方法、労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
 - ・ 使用する工具、機材等を点検し、不良品を取り除くこと。
 - ・ 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

3. 建設工事において安全衛生計画について

工事を始める前に各作業段階における事前の安全衛生計画を立てること。

各作業段階における事前の安全衛生計画としては、

- ① 作業で使用する機械、機材の安全な設置の方法
- ② 作業に使用する機械、機材の種類、数等
- ③ 安全通路の確保
- ④ 安全な作業方法、順序
- ⑤ 作業者の配置

（工事を行う現場の地形、地盤の状態等を事前に調査し、その結果および記録をもとに上記項目の計画を立てること。）

等があり、現場で作業を行う労働者の安全衛生のための計画をたてること。

4. 作業者への安全衛生教育について

事業場における的確な労働安全衛生水準を確保するために、墜落防止対策、重機の安全対策、崩壊倒壊防止の対策等建設工事における安全衛生教育を関係労働者に行うこと。

なお、安全衛生教育の実施に当たっては、学科教育のみならず実技教育も実施する

ことが望ましいこと。

また、事業主として、労働安全衛生管理講習を受講する等により、労働安全衛生に関する意識の向上を図ること。

5. 建設工事計画届の提出について

掘削の高さ又は深さが 10m以上である地山の掘削の作業を行う場合は、工事開始の 14 日前までに建設工事計画届を所轄労働基準監督署に提出する必要があること。